

# 石 金 造

ISHIZUCHI

# 7

共済だより

平成28年(2016)

Vol.290



## CONTENTS

平成27年度決算の概要	2
共済事業に関する懇談会を開催します／他	8
給付算定基礎額残高通知書について	9
平成27年度医療費の状況	10
標準報酬月額の見直しを行います	12
被扶養者の資格調査を実施します	14
特定健康診査・特定保健指導について／他	16
新たな地共済年金情報Webサイトが リニューアルされました	17
普通貸付・物資供給事業が便利です	18
ボーナスの預け入れ先に最適！共済貯金	18
こまめに動いて運動不足を解消しよう	19

愛媛県市町村職員共済組合  
<http://www.ehime-kyosai.jp/>

# 決算の概要

平成27年度

平成27年度の決算が、6月2日に開催された第192回組合会で承認されました。  
各経理の決算概要は次のとおりです。

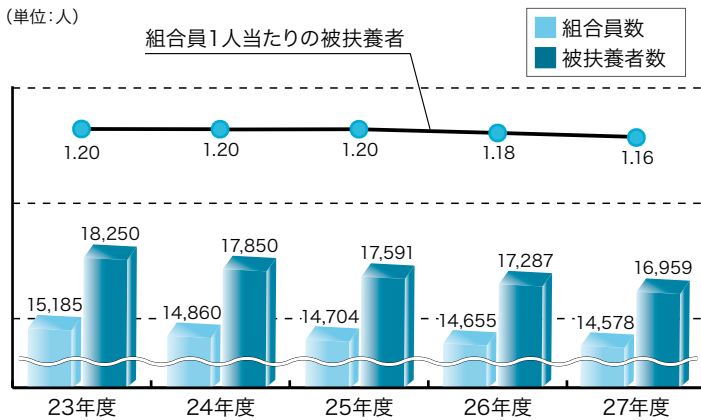
## 経理別収支決算一覧表

(単位：千円)

区分	収入	支出	当期利益金 (△当期損失金)
短期経理	10,027,287 771,818	10,174,114 766,109	△ 146,827 5,709
長期経理	11,075,318	11,075,318	0
厚生年金保険経理	9,138,767	9,138,767	0
退職等年金経理	644,376	644,376	0
経過的長期経理	11,451	11,451	0
預託金管理経理	54,497	54,497	0
経過的長期預託金管理経理	50,705	50,705	0
業務経理	248,428	236,615	11,813
保健経理	401,377 5,255	416,315 5,255	△ 14,938 0
宿泊経理	161,642	146,408	15,234
貯金経理	721,672	568,208	153,464
貸付経理	125,187	126,485	△ 1,298
物資経理	12,980	8,908	4,072

※短期経理の欄の上段は医療保険、下段は介護保険の収支を示す。  
※保健経理の欄の上段は保健事業、下段はメンタルヘルス対策事業の収支を示す。

## 組合員数と被扶養者数の推移 (任意継続組合員を除く。)



## 業務経理

この経理は、短期給付及び長期給付事業の事務に要する費用を賄っています。

27年度の収入総額は、地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰入金及び全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)からの交付金など2億4840万円となりました。

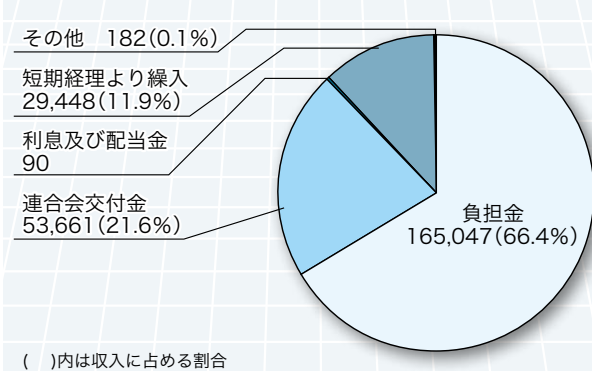
一方、支出総額は、被用者年金一元化等年金関係の事務費、普及費等が増加しましたが、諸経費の節減に努めたことにより、2億3660万円となりました。

収支決算の結果、1180万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。



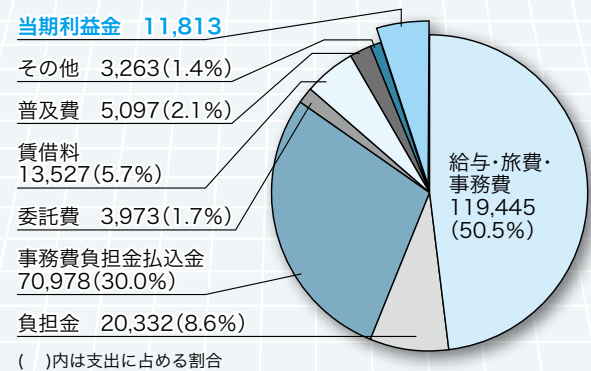
収入 248,428

(単位：千円)



支出 236,615

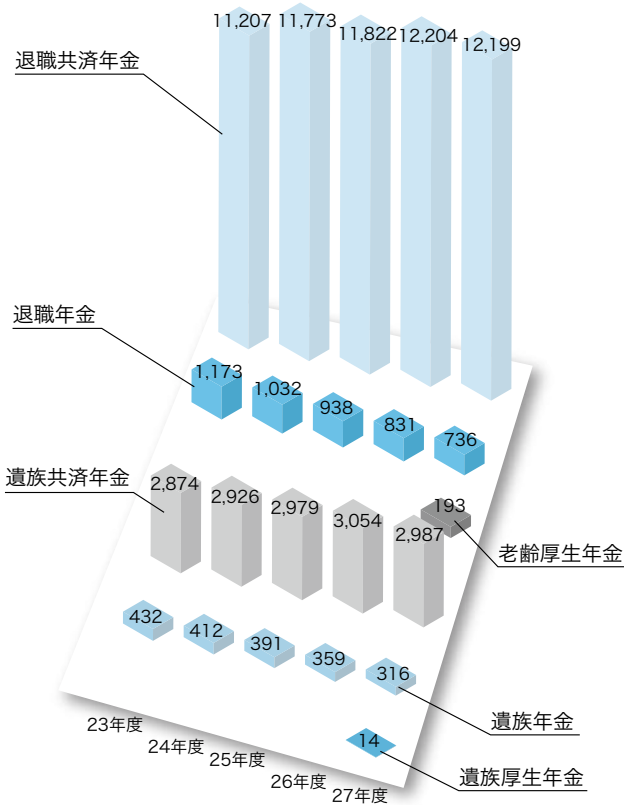
(単位：千円)



# 平成27年度決算概要

年金種類別支給件数の推移

(単位:件)



この経理は、平成27年10月の被用者年金一元化以降の厚生年金保険に係る組合員保険料(掛金)・負担金を収納し、全国連合会へ納付する経理です。

平成27年度は、91億3880万円を収納し、全額を全国連合会へ納付しました。

退職共済年金の支給件数は1万2199件で一件当たりの金額は119万3992円、老齢厚生年金の支給件数は193件で一件当たりの金額は124万4263円となっています。

## 厚生年金保険経理

年金種類別支給金額

(単位:件、円)

区分	支給件数	1件当たり金額
退職共済年金	12,199	1,193,992
遺族共済年金	2,987	1,166,005
退職年金	736	1,933,245
遺族年金	316	1,177,108
老齢厚生年金	193	1,244,263
遺族厚生年金	14	1,011,733

この経理は、平成27年9月まで、共済年金に係る長期掛金・負担金を収納し、全国連合会へ納付する経理でしたが、同年10月の被用者年金一元化により、共済年金は厚生年金に統合されたことから、この経理は平成27年9月末で廃止され、新設された厚生年金保険経理及び経過的長期経理に引き継がれました。

平成27年度は、110億7530万円を収納し、全額を全国連合会へ納付しました。

## 長期経理

## 退職等年金経理

この経理は、平成27年10月の被用者年金一元化以降、旧職域年金部分に代わる退職等年金給付に係る掛金・負担金を収納し、全国連合会へ納付する経理です。

平成27年度は、6億4440万円を収納し、全額を全国連合会へ納付しました。

## 経過的長期経理

この経理は、平成27年10月の被用者年金一元化以降、それ以前の共済年金の旧職域年金部分の給付、既定公務障害給付等に係る負担金を収納し、全国連合会へ納付する経理です。

平成27年度は、1150万円を収納し、全額を全国連合会へ納付しました。



# 短期経理

## 〈短期給付関係〉

27年度は、財源率を前年度より12・56%引き下げた100・80%とし、2年ぶりに全国連合会が実施する財政調整事業・特別財政調整事業の適用を受けない運営となりました。

収入総額は、短期掛金・負担金など100億2730万円で、給与のプラス改定があったものの財源率の引き下げや平成27年10月の被用者年金一元化に伴う標準報酬制への移行による影響等から、前年度と比べ13億6030万円の減少となりました。

一方、支出総額は、高齢者医療制度に係る拠出金等が13億6280万円の大幅な減少となった影響から、101億7410万円となり、前年度と比べ12億7190万円の減少となりました。しかしながら拠出金等の総額は42億4970万円で、支出額に占める割合は48%を占めており、依然として短期経理の財政を圧迫しています。



また、医療費については、外来に係る医療費が減少したものの、入院に係る医療費が9400万円、薬剤支給に係る医療費が6940万円増加し、これに伴って高額療養費の給付等も3920万円増加しました。傷病手当金についても2090万円の増加となっています。

収支決算の結果、1億4680万円の当期損失金が生じたので、前年度から繰り越した積立金を取り崩して補てんしました。

## 〈介護保険関係〉

27年度は、財源率を前年度より0・16%引き下げた12・00%とし運営した結果、570万円の当期介護利益金を計上しましたので、全額を介護積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

収入 10,799,105 (単位：千円)

当期短期損失金 146,827

その他  
402,780 (3.7%)  
前年度繰越支払準備金  
667,554 (6.2%)  
介護掛金・負担金  
771,803 (7.2%)

短期掛金・負担金  
8,956,968 (82.9%)

( )内は収入に占める割合

支出 10,940,223 (単位：千円)

連合会返還金 199,887 (1.8%)

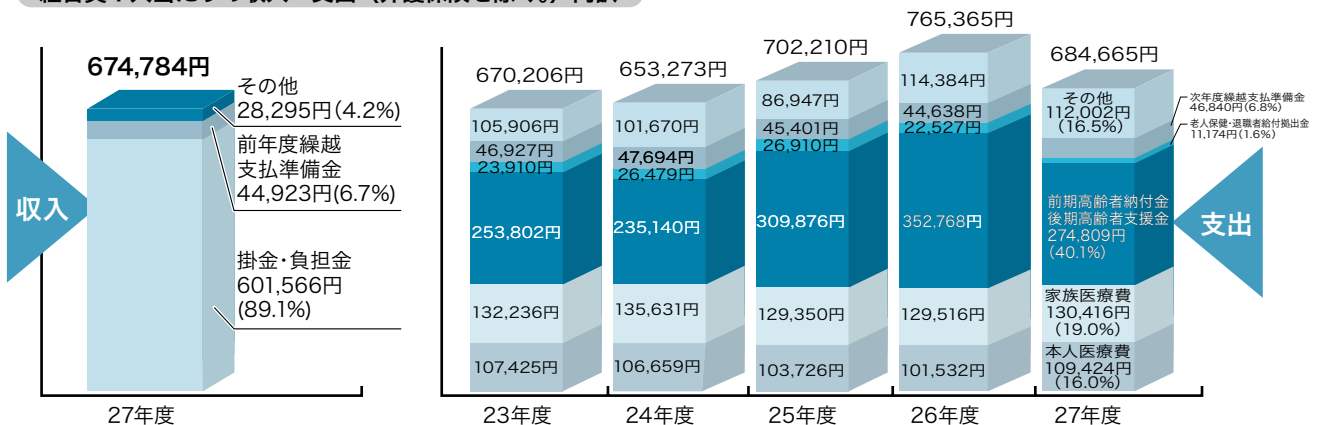
連合会払込金・拠出金  
497,341 (4.5%)  
次年度繰越支払準備金  
696,045 (6.4%)  
業務経理へ繰入  
29,448 (0.3%)  
介護納付金  
765,500 (7.0%)  
老人保健・退職者給付拠出金  
166,038 (1.5%)

当期介護利益金 5,709

法定給付・附加給付等  
4,502,305 (41.2%)  
前期高齢者納付金  
後期高齢者支援金  
4,083,659 (37.3%)

( )内は支出に占める割合

## 組合員1人当たりの収入・支出（介護保険を除く。）内訳



# 平成27年度決算概要

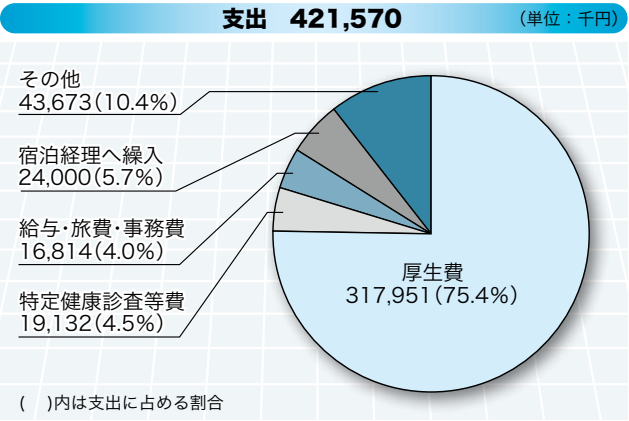
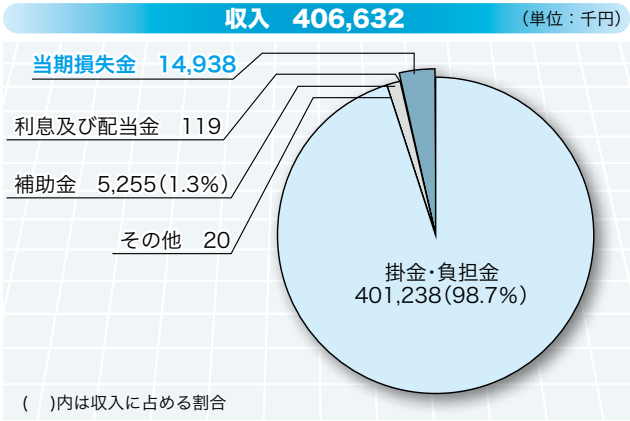
## 保健経理

この経理は、人間ドックの利用助成等、組合員及びその被扶養者の健康の保持・増進事業と特定健康診査及び特定保健指導を行う経理です。

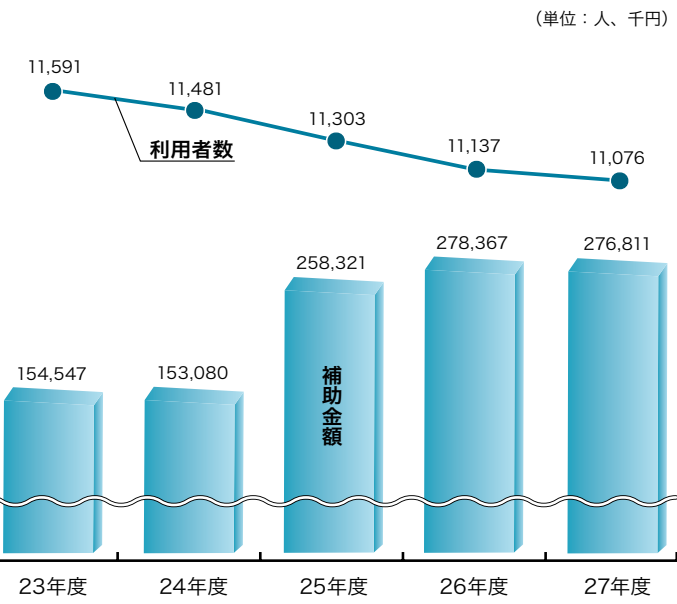
収入総額は、掛金・負担金など4億660万円となりました。給与のプラス改定があったものの、平成27年10月の被用者年金一元化に伴う標準報酬制への移行による影響から、前年度と比べ1180万円の減少となりました。

一方、支出総額は、人間ドック等の利用助成2億7680万円や一件当たり補助金額を1000円から1500円に引き上げたインフルエンザ予防接種補助1200万円等厚生費3億1800万円、特定健康診査等費1910万円等で、4億2160万円となりました。

収支決算の結果、1490万円の当期損失金が生じたので、前年度から繰り越した積立金を取り崩して補てんしました。



### 人間ドック・脳ドック利用者数及び補助金額の推移

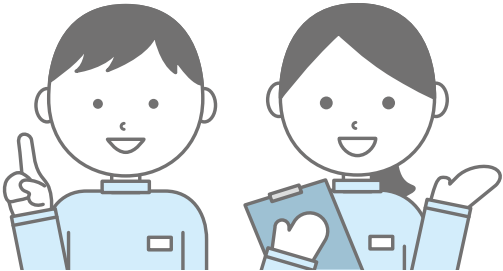


(備考) 人間ドック等利用助成金を平成25年度は14,000円から24,000円に、平成26年度は27,000円に引き上げた。  
また、平成27年度は脳ドック利用助成対象者を50歳以上から40歳以上に変更している。

### 保健事業実施状況

(単位：千円)

項目	金額	割合
人間ドック利用助成	269,066	79.8
脳ドック利用助成	7,745	2.3
特定健診・特定保健指導	19,132	5.7
愛媛共済会館利用助成	12,130	3.6
がん検診等補助	6,909	2.0
福祉施設利用助成	721	0.2
インフルエンザ予防接種補助	12,012	3.6
県・市町連携メンタルヘルス	5,229	1.6
その他	4,139	1.2
合計	337,083	100.0



## 貯金経理

この経理は、組合員の皆さまの生活設計に寄与することを目的とした「共済貯金事業」を行う経理です。

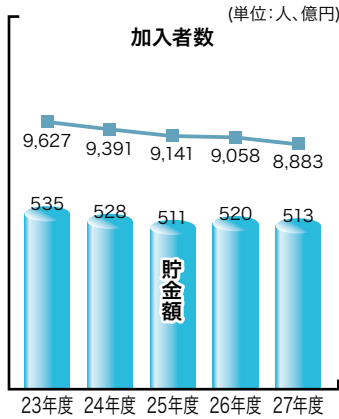
組合員数の減少に伴い加入者数は減少傾向にあり、貯金加入率は0・87ポイント減少の59・89%となりました。

収入総額は、資金運用による利息及び配当金など7億2170万円で、前年度と比べ5300万円の減少となりました。

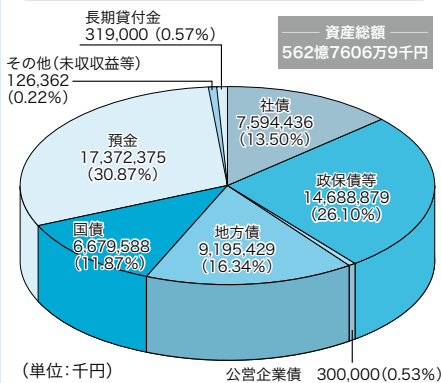
一方、支出総額は、支払利率を昨年度と同様の1・0%で運営した結果、支払利息5億1700万円など5億6820万円となりました。

収支決算の結果、1億5350万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

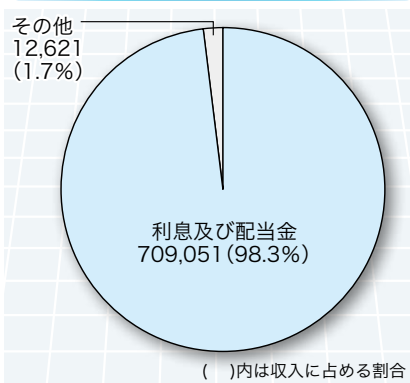
### 組合員貯金額・加入者数の推移



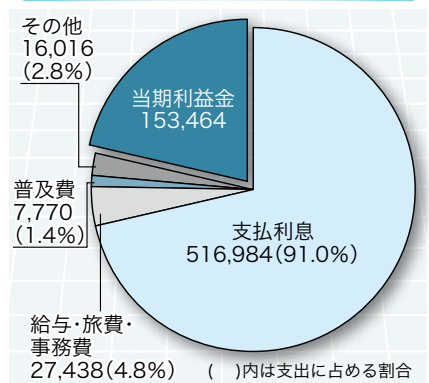
### 【平成27年度決算 貯金経理 資産構成割合】



### 収入 721,672 (単位:千円)



### 支出 568,208 (単位:千円)



## 物資経理

この経理は、組合員の皆さまが、本組合の「指定店」で自動車や家電製品等生活必需品を購入する際に、購入代金を本組合が一括して立替払いする事業を行う経理です。

収入総額は、指定店からの販売手数料や組合員からの立替金利息など1300万円となりました。

一方、支出総額は、支払利息や貸付事故に係る保険料など890万円となりました。

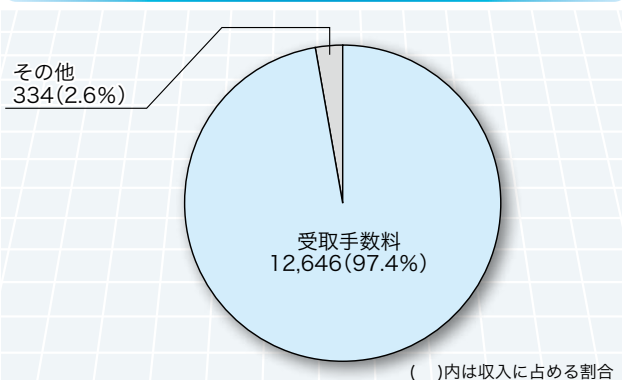
収支決算の結果、410万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

物資の販売件数は減少傾向にあり、前年度より6件減の123件でしたが、同じく減少傾向にあった販売金額は1億5960万円となり前年度より380万円の増加になりました。

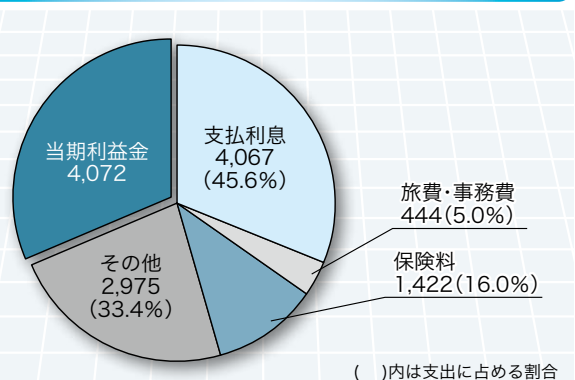
### 物資供給事業販売状況 (単位:件,千円,%)

販売品目	件数	金額 (千円)	割合 (%)
自動車	113	157,481	98.6
自動二輪車	2	686	0.4
家具	1	137	0.1
家電製品	4	980	0.6
時計・貴金属	1	76	0.1
その他	2	285	0.2
合計	123	159,645	100.0

### 収入 12,980 (単位:千円)



### 支出 8,908 (単位:千円)



# 平成27年度決算概要

## 貸付経理

この経理は、年金の原資である積立金を、平成27年9月までは預託金管理経理から、同年10月からは経過の長期預託金管理経理から借り入れて、組合員の皆さまに資金の貸付けを行う経理です。

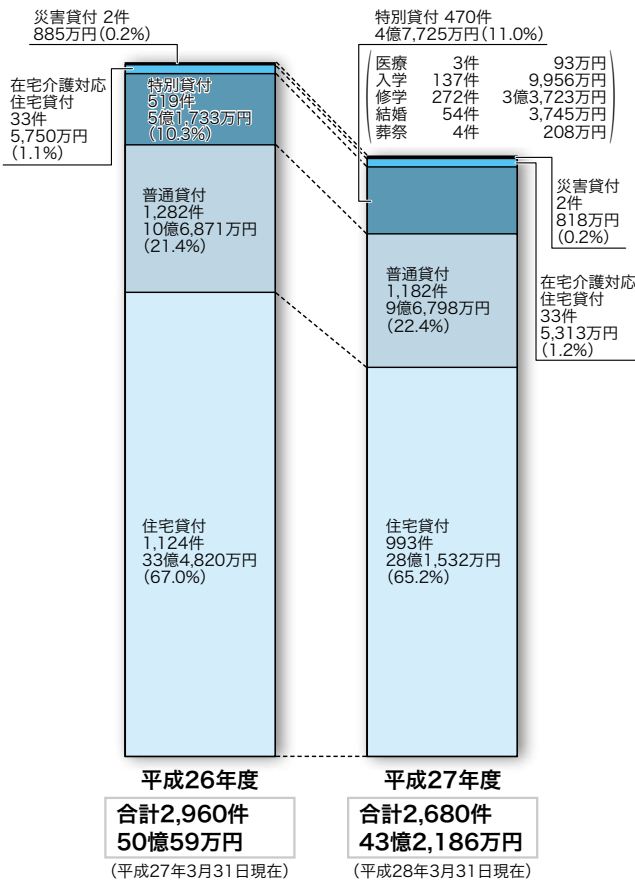
収入総額は、組合員貸付金利息1億2360万円などの1億2520万円となりました。

一方、支出総額は、支払利息1億370万円などの1億2650万円となりました。

収支決算の結果、130万円の当期損失が生じたので、前年度から繰り越した積立金を取り崩して補てんしました。

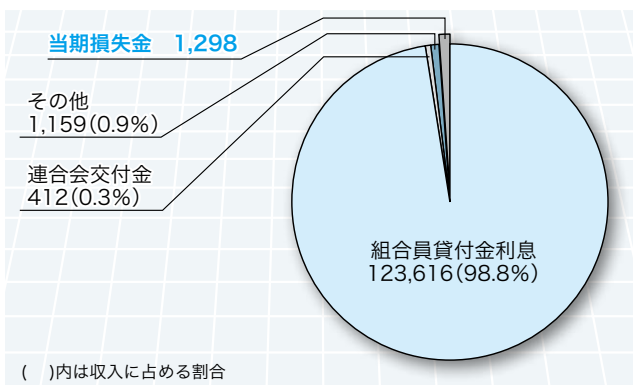
なお、新規の貸付は前年度に比べ、件数で40件減の259件、金額で1億20万円減の3億7650万円でした。年度末の組合員貸付金残高は、前年度に比べ6億7870万円減の43億2190万円となり減少傾向が続いています。

### 組合員貸付金の状況



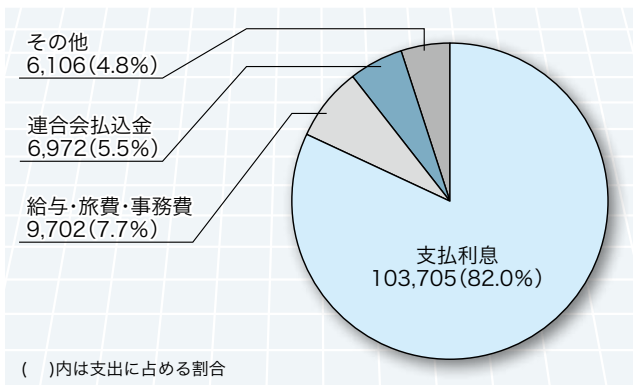
### 収入 125,187

(単位：千円)



### 支出 126,485

(単位：千円)



## 経過的長期預託金管理経理

この経理は、平成27年9月まで、全国連合会から年金積立金の一部の預託を受けて、管理・運用を行う経理でしたが、同年10月の被用者年金一元化により、この経理は9月末で廃止され、新設された経過的長期預託金管理経理に引き継がれました。

収入総額は、運用により生じた利息及び配当金など5450万円で、全額を全国連合会へ払い込みました。

## 預託金管理経理

この経理は、平成27年10月の被用者年金一元化以降、全国連合会から年金積立金の一部の預託を受けて、管理・運用を行う経理です。

収入総額は、運用により生じた利息及び配当金など5070万円で、全額を全国連合会へ払い込みました。資金運用に関する情報は、本組合のホームページで7月1日に公開しています。

# 宿泊経理

この経理は「えひめ共済会館」の経営を行う経理です。

収入総額は、施設収入95550万円や減価償却費相当部分の保健経理からの繰入金2400万円など1億6160万円となりました。

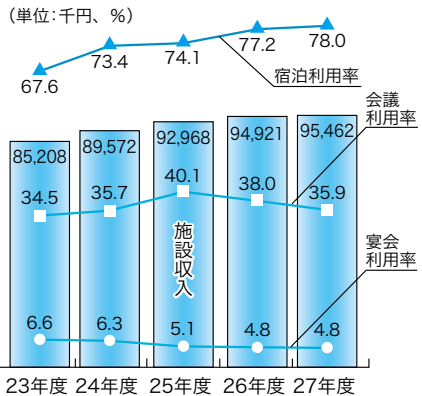
一方、支出総額は、1億4640万円となりました。

宿泊利用率が事業計画を6ポイント上回る78%と高い利用率を維持していることや、諸経費の節減に努めたことにより、収支決算の結果、1520万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

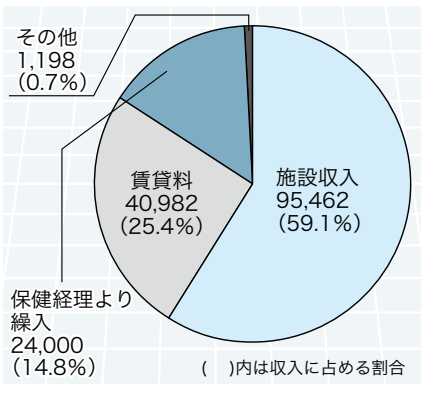
共済会館では、安全・安心・快適な施設運営を心がけるとともに、引き続き健全運営に努めてまいります。

また7月から9月にかけては、昨年引き続きお食事処「旬彩 伍縁」との共同企画「ビアバイキング」(本紙裏面)を開催日限定で開催しております。組合員割引も設定しておりますので、是非ご利用ください。

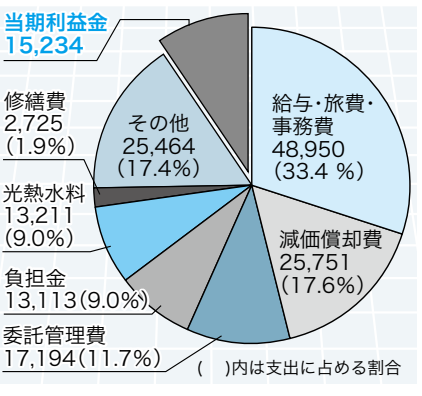
えひめ共済会館施設収入及び利用率の推移



収入 161,642 (単位:千円)



支出 146,408 (単位:千円)



## 『共済事業に関する懇談会』を開催します

共済組合では、各共済事業の内容及び現況等を組合員の皆さまにご説明し、ご意見・ご要望を広くお聞きするため、平成22年度から平成26年度にかけて「共済事業に関する懇談会」を県内全市町で開催いたしました。そして本年度から、第2期として懇談会を再開いたします。

本年度は7月から8月にかけて左表のとおり、県内4か所で開催を予定しておりますので、是非ご参加ください。

なお、日程等の詳細につきましては、決定次第、該当所属の共済事務担当課(係)を通じてご案内いたします。

また、懇談会でのご意見・ご要望等につきましては、本紙及び本組合ホームページに掲載させていただきますとともに、各共済事業の発展・充実を図るための参考とさせていただきます。

開催年月日	開催場所
7月19日(火)	新居浜市
8月2日(火)	上島町
8月9日(火)	大洲市
8月23日(火)	愛南町

## 『平成28年度退職予定者懇談会』を開催します!

平成28年度に退職を予定されている方を対象に、退職後の医療保険・年金及び互助会の事業に係る相談会を左記日程表のとおり開催します。

退職時の手続や退職後の生活設計の参考に、是非ご参加ください。

参加希望の方は、各所属の共済事務担当課(係)までお申出ください。

### 日程表

	開催年月日	開催場所	対象範囲
平成28年	8月19日(金)	西条市役所	西条市
	8月22日(月)	西予市役所	西予市
	8月24日(水)	大洲市総合福祉センター	大洲市・内子町
	9月13日(火)	えひめ共済会館	伊予市・東温市・松前町・砥部町・久万高原町
	10月3日(月)	八幡浜市役所	八幡浜市・伊方町
	10月5日(水)	四国中央市役所	四国中央市
	10月31日(月)	新居浜市役所 消防庁舎	新居浜市
	11月9日(水)	今治市役所	今治市・上島町
	11月21日(月)	宇和島市役所	松野町・鬼北町・愛南町・宇和島市
	11月24日(木)		宇和島市
平成29年	1月26日(木)～27日(金)	松山市役所	松山市
	2月	えひめ共済会館	全所属所

(注)一部事務組合等の組合員の皆さまは、原則として主たる事務所の所在する市町を対象とした相談会にご参加ください。



# ～給付算定基礎額残高通知書について～

平成27年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が施行され被用者年金制度の一元化に伴い、退職等年金給付(年金払い退職給付)制度が創設されました。

この退職等年金給付(年金払い退職給付)制度は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

退職等年金給付(年金払い退職給付)は、組合員一人ひとりに仮定の個人勘定を設定し、この個人勘定に各月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を利子とともに毎月積み立てます。これを累積した「給付算定基礎額」が年金原資となります。

このように、給付算定基礎額は毎月積み立てられるものであることから、「給付算定基礎額残高通知書」を年1回送付します。

なお、平成28年度については、平成27年10月に制度が創設されたので、平成27年10月から平成28年3月までに積み立てた「給付算定基礎額残高通知書」を送付します。

また、地共済年金情報Webサイト(17P参照)からも給付算定基礎額が確認できますので、ご利用ください。

## 1 通知内容

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| ① 標準報酬月額(期末手当等の額を含む。) | ⑤ 有期退職年金算定基礎額 |
| ② 付与額                 | ⑥ 終身退職年金算定基礎額 |
| ③ 利息                  | ⑦ 付与率         |
| ④ 給付算定基礎額残高           | ⑧ 基準利率        |

## 2 通知対象者

組合員及び年金待機者

※平成28年3月31日時点で、平成27年10月1日をまたいで引き続き組合員期間が1年以上ある方に限ります。条件を満たしているにもかかわらず「給付算定基礎額残高通知書」が届いていない方はご連絡ください。

## 3 送付物、送付方法とスケジュール

(1)送付物

給付算定基礎額残高通知書(圧着ハガキ)

(2)送付方法とスケジュール

毎年、5月頃に全国市町村職員共済組合連合会から送付されます。

※平成28年度については、6月に送付しています。

※年金待機者については、新たな掛金の納付がないため、退職時のほか35歳・45歳・59歳・63歳に通知します。



## 4 退職等年金給付(年金払い退職給付)制度の概要等について

退職等年金給付(年金払い退職給付)制度の概要や給付の計算方法等について詳しく知りたい方は、下記の全国市町村職員共済組合連合会ホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ  
<http://www.shichousonren.or.jp/>

【このページについての問合せ先】 共済組合年金課 年金係 ☎089(945)6317

# 平成27年度は組合員の1人当たり医療費が大幅に増加

平成23年度からの1人当たり医療費及び3要素(受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費)の推移をみてみました。

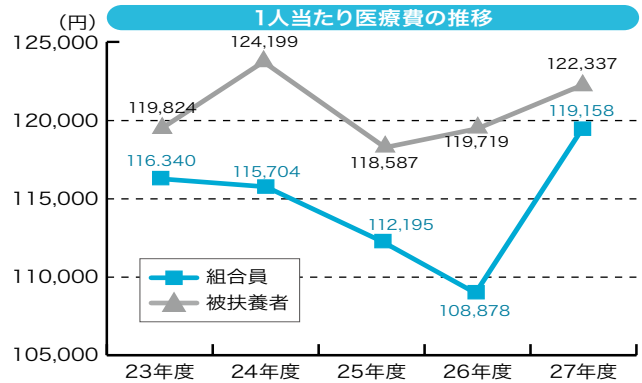
平成27年度は前年度と比べて、受診率は減少しましたが、組合員及び被扶養者の1人当たり医療費は増加しています。特に組合員の医療費が大幅に増加しており、短期財政は引き続き厳しい財政状況にあります。皆さまには、引き続き健康の保持、生活習慣病の予防に心がけていただきますようお願いいたします。

## 1人当たり医療費

(1人が1年間使った平均医療費)

平成27年度の1人当たり医療費は、組合員が119,158円、被扶養者が122,337円となっています。

組合員は入院医療費及び薬剤費の増加等により、前年度と比較して10,280円の大幅な増加となっています。被扶養者も薬剤費の増加等により、2,618円増加しています。



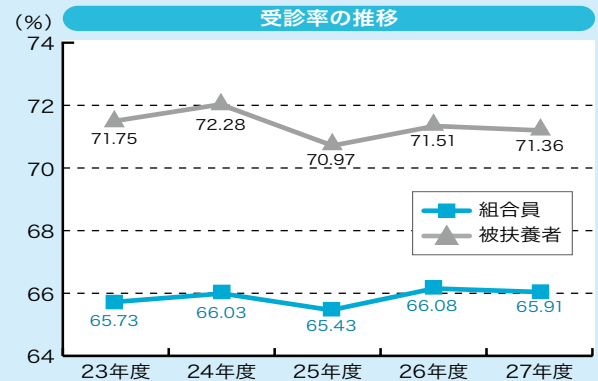
## 【医療費の3要素の推移】

### 受診率

(1か月100人当たりの受診件数の割合)

平成27年度の受診率は、組合員が65.91%、被扶養者が71.36%となっています。前年度と比較して組合員は0.17%減少、被扶養者も0.15%減少しています。

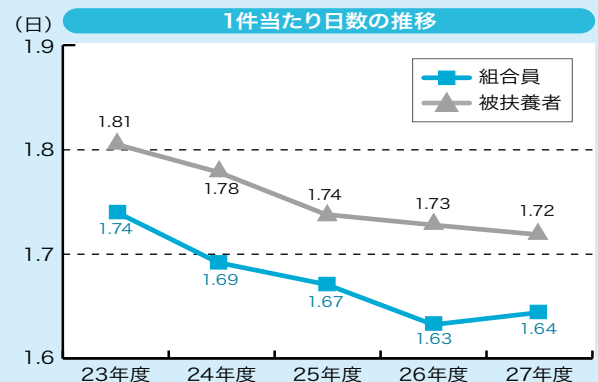
内訳としては、組合員、被扶養者ともに外来は減少し、入院、歯科が増加しています。



### 1件当たり日数

(1つの医療機関で1か月に受診した平均日数)

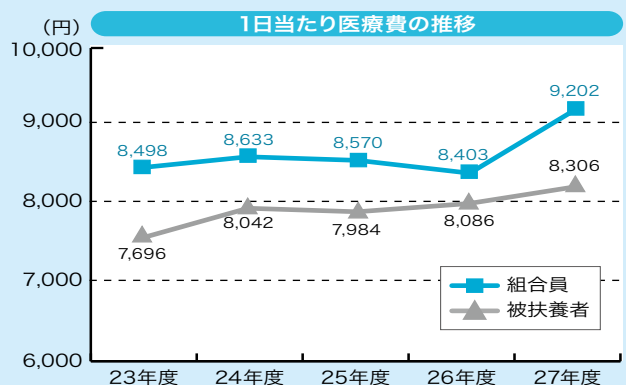
平成27年度の1件当たり日数は、組合員が1.64日、被扶養者が1.72日となっています。前年度と比較して組合員は0.01日増加、被扶養者は0.01日減少しており、ほぼ横ばいの状態となっています。



### 1日当たり医療費

(1日にかかった平均医療費)

平成27年度の1日当たりの医療費は、組合員が9,202円、被扶養者が8,306円となっています。前年度と比較して、組合員は799円増加、被扶養者も220円増加しており、ともに過去最高額となっています。組合員は過去2年間減少していましたが、医療の高度化、薬剤費の増加などの影響により大幅に増加しています。



# 平成27年度 病類別医療費

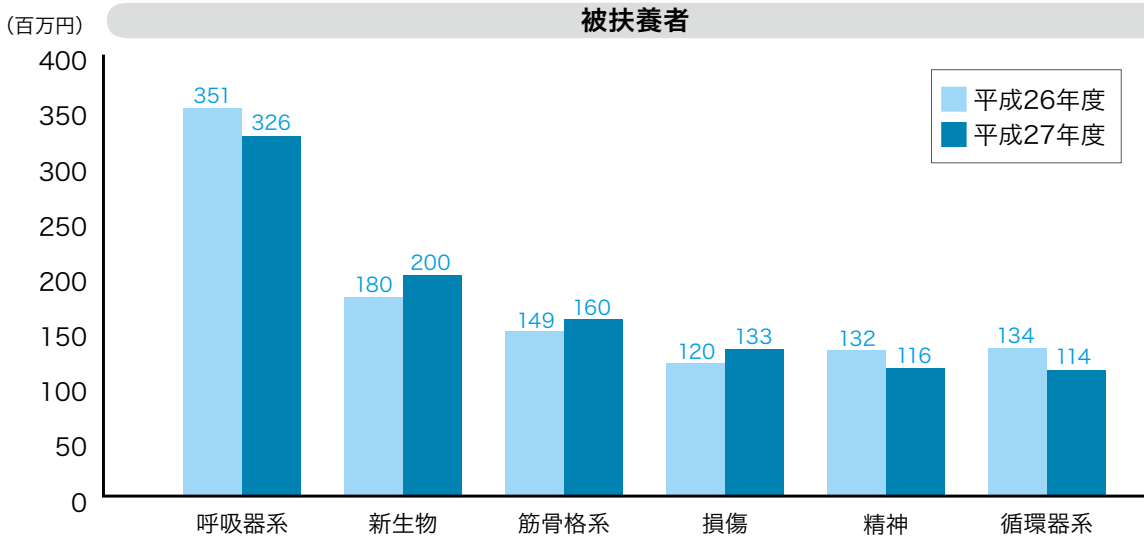
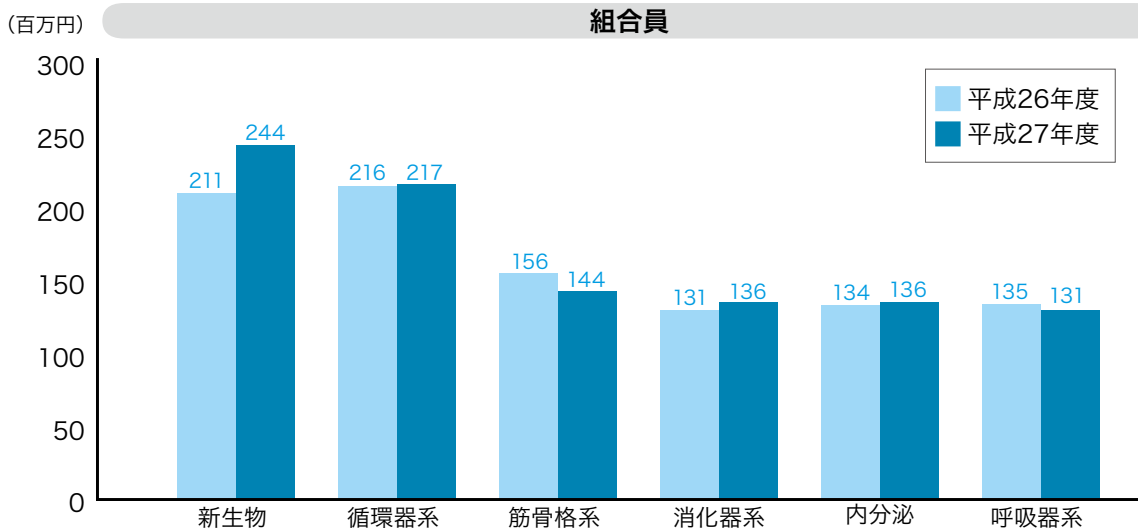
組合員、被扶養者ともに  
新生物の医療費が増加

平成27年度における組合員の病類別医療費(割合)は、1位 新生物 2億4400万円(13・2%)、2位 循環器系 2億1700万円(11・8%)、3位 筋骨格系 1億4400万円(7・8%)となっています。平成24年度から26年度までは循環器系が1位でしたが、平成27年度は、3300万円の大幅な増加となった新生物が1位となりました。

被扶養者については、1位 呼吸器系 3億2600万円(15・1%)、2位 新生物 2億9・3%)、3位 筋骨格系 1億6000万円(7・4%)となっています。前年度と比較して、呼吸器系は2500万円減少しましたが、新生物は2000万円の増加となりました。

## 病類別医療費 上位6位

(※歯科を除く)



病類別の主な  
疾患・症状

### 新生物

胃癌、大腸癌、直腸癌、肝癌、肺癌、乳癌、白血病、良性新生物

### 循環器系

高血圧、狭心症、心筋梗塞、心不全、脳梗塞、くも膜下出血、脳内出血

### 筋骨格系

腰痛症、坐骨神経痛、骨粗鬆症、慢性関節リウマチ、脊椎症、五十肩

### 消化器系

胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃炎、慢性肝炎、肝硬変、肝不全、胆石症、膵炎

### 内分泌

糖尿病、低血糖症、肥満症、甲状腺腫、パセドウ病、橋本病、末端肥大症

### 呼吸器系

急性鼻咽頭炎(かぜ)、アレルギー性鼻炎、肺炎、気管支炎、喘息、花粉症

### 精神

統合失調症、躁うつ病、認知症、アルコール依存症候群、神経症

### 損傷

骨折、頭蓋内損傷、脳震とう、内臓の損傷、熱傷、中毒、日射病

## 4 定時決定の有効期間

その年の9月から翌年の8月まで(期間途中で随時改定等があった場合は、そのときまで)の1年間

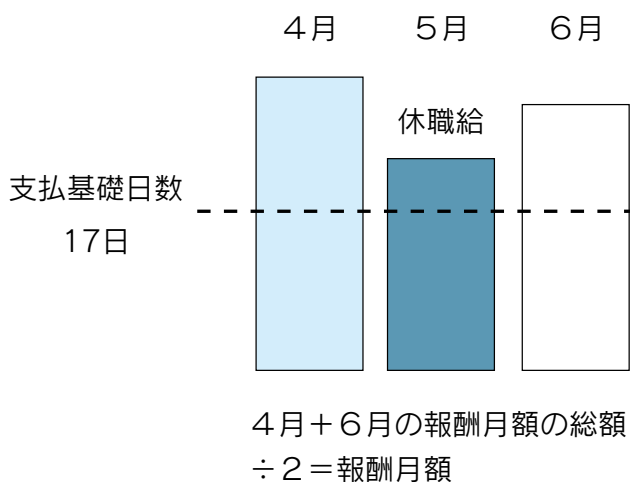
## 5 定時決定の保険者算定

通常の方法により1月当たりの報酬月額を算定するのが困難なとき、又は算定結果が著しく不当となるときは、組合員の事情を考慮して組合が適当と認めて算定する額を、報酬月額とすることができます。(これを「**保険者算定**」といいます。)

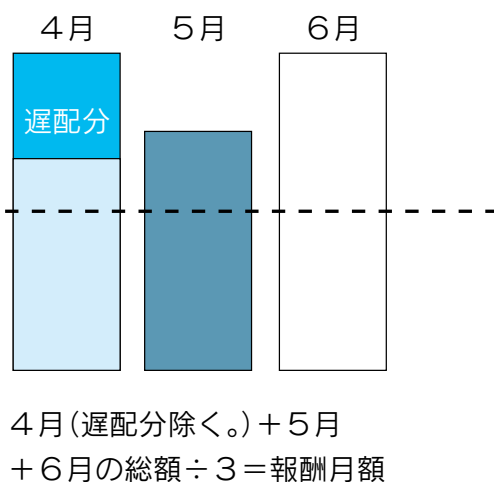
### ( 保険者算定の主な例 )

- ① 4月・5月・6月とも無給の場合  
従前の標準報酬月額を算定基礎となっている報酬月額を用いて算定します。
  - ② 休職者給与(8割支給)を受けている場合  
報酬の支払基礎日数が17日以上であっても算定基礎から除いて算定します。
  - ③ 4月・5月・6月の報酬に、本来、当該月以外に支給されるべき報酬が含まれている場合  
当該報酬を除いて算定します。
  - ④ 4月・5月・6月の報酬が、他の月と比較して著しく高い場合  
過去1年間(前年7月から当年6月まで)の平均報酬月額に基づき算定することができます。
- ※④の保険者算定を受けるためには、いくつかの条件がありますので詳細は共済事務担当者、又は下記までお問合せください。

②のケース



③のケース



毎年  
9月

# 標準報酬月額の見直しを行います！

共済組合各事業の掛金等の算定基礎となっている標準報酬月額は、資格取得時決定以降、実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年1回、見直しを行っています。（これを「定時決定」といいます。）

## 1 定時決定の対象者

7月1日に組合員である者(休業中、休職中、欠勤者を含みます。)で次に掲げる者以外の者

(定時決定の対象とならない者)

- ① 6月1日以降に資格を取得した者
- ② 7月から9月までのいずれかの月から随時改定等が行われる者



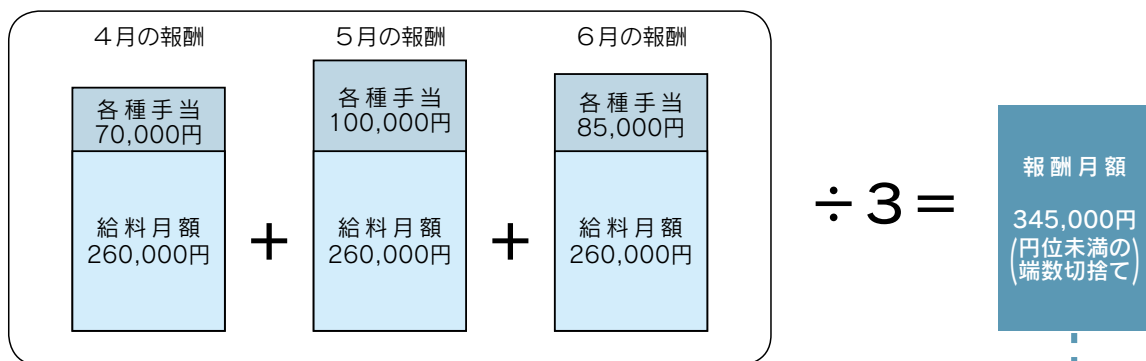
## 2 定時決定の算定基礎

その年の4月・5月・6月に受けた報酬の総額(ただし報酬の支払基礎日数が17日未満の月は、算定基礎から除く。)

## 3 定時決定の算定方法

上記報酬総額をその期間数で除して得た1月当たりの報酬月額を標準報酬等級表に当てはめて算定します。

### ◆ 定時決定のイメージ ◆



標準報酬等級表に当てはめる

報酬月額		標準報酬月額	
∴	∴	∴	∴
330,000円以上	350,000円未満	第20級	340,000円
350,000円以上	370,000円未満	第21級	360,000円
∴	∴	∴	∴

標準報酬月額  
第20級  
340,000円

# 被扶養者の資格調査を実施します

## ◆調査対象者

被扶養者全員を対象に行います。ただし、次の①又は②に該当する被扶養者は調査対象から除きます。

① 平成28年4月以降に認定された者  
② 平成28年3月以降に更新手続きをした者

## ◆調査方法

所属所の共済事務担当課(係)を経由して調査を行います。該当する組合員の方は、下表「被扶養者資格調査提出書類一覧表」の区分に応じて必要な書類を、共済事務担当課(係)へ提出してください。

なお、扶養手当が支給されている被扶養者については、所属所において確認が行われますので、書類を提出する必要はありません。

## ◆提出期限

所属所が定める期日までに共済事務担当課(係)に提出してください。

## ◆注意事項

組合員の被扶養者となっている方が、現在も被扶養者としての要件を備えているかを確認するため、本年も7月に「被扶養者の資格調査」を実施します。この調査は、適正な被扶養者の認定を行う上で重要な調査となりますので、被扶養者のおられる組合員の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

扶養認定の要件を満たしていないことが判明した場合は、要件を欠いた日に遡って認定を取り消すこととなりますので、速やかに取消手続きをお願いします。

なお、取消日以降に医療機関等を受診されていた場合は、医療費等について返還していただくこととなります。

詳細については、共済事務担当課(係)又は共済組合総務課総務係(TEL089-945-6315)へお問い合わせください。



被扶養者資格調査提出書類一覧表

区 分	提 出 書 類
① 学生	○在学証明書(平成28年4月1日以降に交付された在学証明書)
② 病気又は負傷等により就労能力に制限を受ける者	○障害者手帳の写、又は診断書(就労が困難である旨の内容記載のもの)
③ 年金・恩給受給者(所得税法上非課税となる遺族年金・障害年金を含む。)	○平成28年度年金改定通知書の写(紛失等により提出できない場合又は28年度において改定がない場合は、28年6月分の送金通知書の写)
④ 給与収入のある者	○平成27年分源泉徴収票又は給与支給証明書の写
⑤ 事業収入等(農業・商業・不動産・その他)のある者	○平成27年分確定申告書(控)の写及び経費内訳書 ○事業収入申立書
⑥ 三親等内の親族のうち同居を要件とする者	○住民票 ○①～⑤の区分に該当する場合は、それぞれの提出書類
⑦ 継続認定(就職活動中)の者	○被扶養者申告書、扶養事実の申立書 ○組合員被扶養者証 ○平成28年度(平成27年分)の所得証明書(更新時) ○求職活動状況申立書(更新時)
⑧ 被扶養者の要件を備えていない者(取消手続きの必要な者)	○被扶養者申告書 ○認定要件を欠いた年月日の確認できるもの ○組合員被扶養者証

(注) 1 上記の区分において、複数の項目に該当する場合は、それぞれの提出書類が必要となります。  
2 給与条例による扶養手当が支給されている場合は、書類を提出する必要はありません。

# 被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定を受けるためには、主として組合員の収入により生計を維持していること、また、次の要件等を満たしていることが必要となります。

## 被扶養者の範囲

「三親等内の親族」であることが要件となります。なお、配偶者、子、父母、孫、祖父母、弟妹以外の親族については、同居が要件となります。

## 収入について

扶養認定における「収入」とは、所得税法上の「所得額」ではなく、認定時から将来に向かって恒常的に得られる収入の総額をいい、その基準は下表「被扶養者認定の収入基準額表」とおりです。

◎ 給与収入は、給与所得控除及び各種社会保険料等控除前の収入総額となります。

◎ 事業収入は、その収入を得るために直接必要となった最小限の経費のみ控除することになります。（所得税法上の所得額とは異なる場合があります。）

◎ 年金収入は、所得税法上、非課税所得とされている遺族年金、障害年金も収入に含まれます。

## 被扶養者の認定の取扱い

### 18歳以上60歳未満の者の場合

18歳以上60歳未満の者については、通常、稼働能力を有しており、次の者を除いては、組合員の収入によることなく生計を維持することが可能であると考えられます。

- 扶養手当の支給対象者
- 学生（定時制課程、通信課程、夜間課程の学生を除く。）
- 病気又は負傷のため就労能力を失っている者

「収入がない」又は、「アルバイト等の収入はあるが、認定基準額未満である」などの状況にある場合は、収入状況だけの判断ではなく、次の要件を具体的に調査確認したうえで、認定の可否を判定します。

- ① 就労の意思があるにもかかわらず就労できない具体的な状況
- ② 組合員が扶養しなければならぬ理由
- ③ 組合員がその者を経済的に扶養している事実

## 父母の場合

父母については、次に該当する場合、被扶養者の認定を受けることができます。

### ① 夫婦の扶助義務

夫婦の相互扶助義務（民法第752条）の観点から、夫婦（父母）の一方の収入が認定基準額未満の場合であっても、双方の収入を合算したとき、その収入額により夫婦（父母）が、社会通念上、生活維持ができると考えられる場合

### ② 経済的援助

組合員と別居している父母を認定する場合において、組合員の父母に対する経済的援助額（仕送り額）が、父母の収入の総額（仕送り額を含む）の3分の1を下回る場合



被扶養者認定の収入基準額表

区 分	基 準 額
公的年金等を受給している方	年額180万円
※国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、農業者年金など (遺族年金・障害年金を含みます。)	
その他	
上記以外の収入がある方	年額130万円 (月額 108,334円)
雇用保険(失業給付)を受給している方	日額3,612円

※収入が基準額以上となる場合は、被扶養者の認定が受けられません。

# 特定健康診査・特定保健指導について

## 特定健康診査とは

本年度中に40歳～74歳になる医療保険加入者全員を対象とした内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)をはじめとした生活習慣病の早期発見を目的とした健診です。

●組合員：職場の定期健康診断又は人間ドック等の受診をもって特定健康診査を受診したものとします。

●被扶養者：対象となる方には、6月初旬に「受診券」を所属所経由で配付しています。(※40～74歳以外の方・本年4月1日現在に資格のない方・人間ドック利用者を除きます。)

案内文書及び受診券の注意事項をご確認の上、「受診券」と「組合員証(保険証)を必ず持参し、契約実施機関で受診してください。

受診券により無料で受診できます。

なお、受診券の有効期限は平成28年12月31日です。

## 特定保健指導とは

特定健康診査の受診結果に基づいて支援対象者が選定され、対象者は、医師、保健師、管理栄養士等の専門家による保健指導(面接・通信による生活習慣改善のための支援)を受けることになります。

●組合員：支援対象者に判定された方には、共済組合又は委託機関の保健師が所属所等において保健指導を行います。

●被扶養者：支援対象となる方には、9月以降に「特定保健指導利用券」を随時送付いたしますので、契約実施機関で保健指導を受けてください。

【この記事についての問合せ先】

共済組合保健課 厚生係  
☎089(945)6318

特定健康診査受診券		2016年5月24日 交付	
受診券整理番号	16100000001		
受診者の氏名	共済 花子		
性別	女性	生年月日	昭和50年4月1日
有効期限	2016年12月31日		
健診内容	特定健康診査		
窓口での自己負担	特定健診(基本部分)	負担額又は負担率	受診者負担なし
	特定健診(詳細部分)		受診者負担なし
そのほかの負担	特定健診(基本部分)	負担額又は負担率	*****
	特定健診(詳細部分)		*****
	保険料		*****
	保険料		*****
保険者所在地	愛媛県松山市三番町5丁目13-1		
保険者番号・名称	愛媛県市町村職員共済組合		
保険者電話番号	089-945-6318		
契約とりまとめ機関名	集合B、ド/日、全、予、結、病		
支払代行機関名・番号	社会保険診療報酬支払基金(94899010)		
(123-0-456-789)			



# 新たな地共済年金情報 Web サイトが リニューアルされました。

新たな地共済年金情報Webサイトは、被用者年金制度の一元化を踏まえた以下の内容で、リニューアルされました。

なお、平成27年3月31日まで稼働しておりました従前の地共済年金情報Webサイトにてご利用いただいていたユーザID・パスワードについては、失効しておりますので、再度利用申込する必要があります。



## 閲覧できる内容

- ①年金加入履歴・加入期間
- ②保険料納付済額
- ③標準報酬月額等
- ④年金見込額(※1)
- ⑤給付算定基礎額残高履歴

## 利用できる方

- ①組合員 ②組合員であった方

## ご利用時間

毎日24時間365日まで  
(サーバーのメンテナンス時を除く。)

※ 年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与額等をベースに、法律で定められた年齢での年金受給額等を試算しているため、実際の金額と異なります。

## 閲覧までのおおまかな流れ

1 地共済年金情報Webサイトにアクセス  
<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>

開設次第、各共済組合及び連合会のホームページからもアクセスできるようになります。

2 ご利用申込み(※2)  
(基礎年金番号・氏名・生年月日・パスワード等を入力)

(数週間程度)  
全国市町村職員共済組合連合会、各共済組合からお申込み内容の確認のため、ご連絡をさせていただくことがあります。

3 受 付

閲覧の際に必要な「ユーザID」を記載した「ユーザID通知書」を郵送しますので、大切に保管してください。

4 ユーザID通知書の受領

5 ログイン

ユーザID通知書でお知らせした「ユーザID」とご利用申込み時に登録しました「パスワード」を入力し、ログインしてください。

※2 住所や名前を変更された方で、共済組合に異動の届出をされていない方は閲覧ができませんので、変更の手続きをお願いします。

## ● 相談窓口 (Webサイト用) ●

全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課

☎03-5210-4607 (9時~17時(土・日・祝日を除く))

—ローンで自動車、バイク、家電製品等の購入をお考えの方に—

# 普通貸付、物資供給事業が便利です

共済組合では、組合員の皆さまが自動車、バイク、家電製品等を購入する場合に必要な資金を貸し付ける制度として、貸付事業(普通貸付)、物資供給事業を行っています。

組合員限定で比較的低利かつ有利な条件で借入れを受けることができ、給与控除による返済となることから月々の返済にお手間を取らせません。また、一部又は全部の繰上償還の申出を手数料なしで随時受け付けており、賞与月等で余裕があるときに繰上償還を行って返済期間を短縮し、返済総額を節減することもできます。

銀行等からの借入れをお考えの皆さま、共済組合の貸付事業・物資供給事業のご活用を検討してみてください。

また、貸付事業では、普通貸付以外にも住宅貸付、特別貸付(修学・入学・結婚等)の制度があります。各制度内容につきましては本紙面で随時ご紹介しているほか、詳細を共済組合ホームページに掲載していますのでご参照ください。なお、利用申込みにあたっては、所属所の共済事務担当課(係)へお申し出ください。

	貸付事業(普通貸付)	物資供給事業
貸付(立替)事由	自動車、家電製品等を購入するとき	指定店※から自動車、家電製品等を購入するとき ※指定店は4月号別冊「契約業者(指定店)名簿」又は共済組合HPでご確認ください。
利用限度額	給料月額6か月分(200万円を超えるときは200万円)	200万円
利率(変動)H28.7.1現在	年2.66%	年2.90%
償還(返済)方法	毎月の給料※から定額控除(元利均等償還) ※100万円以上のお申込みのときは賞与併用償還も可能です。	毎月の給料※から定額控除(元利均等償還) ※10万円を超えるお申込みのときは、ご利用額の半分を限度として賞与併用償還も可能です。
償還回数	申込額に応じて定められている回数(最長120回) *共済組合HP掲載の償還表でご確認ください。	60回を限度として利用者が決めた回数 (賞与償還分は月賦期間を限度として利用者が決めた回数)
繰上償還	未償還元金の全部又は特定回数分	毎月又は賞与償還分それぞれの未償還元金の全部又は特定回数分
締切日及び送金日	締切日：毎月5日/15日 送金日：15日/月末(組合員の口座へ送金) *組合員が購入店に支払う。	締切日：毎月5日/20日 送金日：月末/翌月15日(指定店の口座へ送金) *共済組合が指定店に立替えて支払う。
利用制限	他の金融機関等からの借入金及び共済組合(貸付事業・物資供給事業)からの借入金の年間償還額の合計が年収の30%を超える場合、又は毎月償還額の合計が給料月額の30%を超える場合など	共済組合(貸付事業・物資供給事業)からの借入金の年間償還額の合計が年収の30%を超える場合、又は毎月償還額の合計が給料月額の30%を超える場合など

## 計画的なご利用をお願いします

貸付事業における貸付金の資金は、組合員の皆さまが将来受け取ることとなる年金の原資です。貸倒れ事故の発生は保険料の増大を招き、事業の安定した運営に支障をきたすおそれがありますので、無理のない返済計画を立て、ご利用いただきますようお願いいたします。

また、貸付審査にあたっては、申込内容等により、別途審査に必要と判断した書類の提出を求められることがありますのであらかじめご了承ください。

### ■物資指定店(取消)

区分	年月日 (変更は届け出日)	指定店名	所在地	取扱商品
取消	H28.3.31	株式会社ビッグモーター 平井店 西条店 衣山店 松前店	松山市平井町3149-1 西条市新田167-1 松山市衣山1丁目1-23 伊予市下吾川1217-1	自動車



**ボーナスの預入れ先に最適!**  
**共済貯金**  
年利1.0%  
(税引後0.79685%)

共済貯金は、加入者の皆さまからお預かりした大切な資金を安全を第一に運用しており、現在約9000人の方にご利用いただいています。ボーナスの預入れ先として是非ご利用ください。

預入れは、臨時増額貯金専用の払込用紙を使用することで払込取扱金融機関の窓口から随時行うことができます。給与控除、賞与控除により毎月決まった額を預け入れることもできます。

ご利用の際は、所属所の共済事務担当課(係)へお申し出ください。

# “まとめて運動”は、なかなか難しい… こまめに動いて運動不足を解消しよう

「今週末はジムへ」「毎日1時間のウォーキング」など、まとまった時間が必要な運動は、  
運動習慣のない人にとって継続のハードルが高いものです。

“まず続けること”を重視すれば、こまめに少しずつがおすすです。

やっぱり一番は  
歩くこと!

## 歩数を増やすコツ

積極的に遠回りしよう



ちょっと時間が空いたとき、荷物が  
少なければ歩数を増やすチャンスで  
す。いつもの道と少し変えて、遠回り  
してみれば、思わぬ発見があるかもし  
れません。話題の幅も広がります。

少しの階移動は階段を使おう

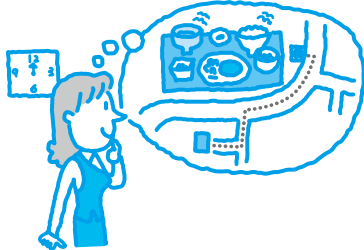
1〜2階の移動でエレベーターを使っていますか？  
デスクワークで外出する機会がない人にとっ  
て、階段上りは運動不足解消の絶好のチャンス。「2  
階分の移動までは階段で」など、マイルールをつくら  
しておくのがおすすめです。

歩く理由をつくらう

歩かなければならない理由を  
つくってしまうのも、ひとつの  
手です。人に用事を頼まない、  
生活必需品の買い置きを減らす  
などで、自然と歩数が増える工  
夫をしてみましょう。

休日は、まず出かけよう

休日は、歩数を伸ばすチャンスです。終日家でダ  
ラダラと過ごしてしまうと歩数は増えませんが、と  
りあえず外出すれば、歩くことにつながります。休  
日でも、早起きすることがポイントです。散歩、買  
い物、家族サービスを兼ねて、休日の予定を入れて  
みてはいかがでしょうか。



こんなことも  
立派な運動の  
ひとつ!

## ちよつとしたことを 積み重ねる

姿勢に気をつけよう

座っているときや立っているとき、歩いている  
ときの姿勢に気をつけましょう。背筋を伸ばして  
姿勢を直すことも、立  
派な運動のひとつです。  
PCやスマホを見ている  
ときは、特に注意し  
ましょう。



立っている時間を増やそう

デスクワークが多い人は、どうしても運動不足  
になりがちです。立って電話をしたり、通勤電車  
で空いているイスを見つけても、ぐっと我慢して  
立つのがおすすめです。

家事を積極的に行おう

拭き掃除やお風呂掃除などは、意外に体力を使  
います。家もきれいになり、同時に運動も兼ねる  
ことになりますので、一石二鳥です。

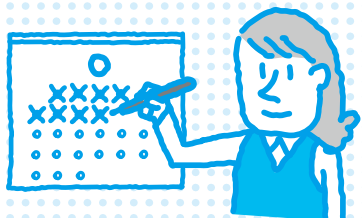
待ち時間を有効に使おう



通勤電車内、エレベーターを待っているときや、  
歯を磨いているときなど、ただ立っている時間を  
有効に使いましょ。腰  
回りや脚のストレッチ、  
腰を少し落とすスクワッ  
トなど、ちよつとした時  
間の使い方が将来の差に  
つながります。

### 継続がもっとも大切です

運動に限らずいえることですが、無理な目標を立て、途中でやめてしまつては、それ以降は「0」  
です。一方で、「1」を積み重ねていけば、いつかは「100」にも「1000」にもなります。まずは  
継続できるように、少しずつ続けていきましょう。



# ビアバイキング

ご予約  
承り中

3時間食べ飲み放題18時～21時

大人3,500円  
中高生2,500円  
小学生1,500円  
幼児無料

※料金はすべて税込価格です。  
20歳未満の方には、アルコールの  
提供はいたしません。

組合員の皆さまは  
さらに500円引

## BEER VIKING

定員になり次第締め切らせていただきます。

お料理 バイキング約30種  
お飲物 生ビール・焼酎・日本酒・チューハイ  
ワイン・ウイスキー・ソフトドリンク



本マグロの解体実演は  
19時から実施いたします。

の日は、本マグロ解体実演実施!!

- 7月 22日(金)・23日(土)
- 8月 5日(金)・6日(土)・26日(金)・27日(土)
- 9月 9日(金)・10日(土)・23日(金)・24日(土)

ご予約・お問い合わせは

### えひめ共済会館

TEL 089-945-6311  
FAX 089-945-6322

〒790-0003  
松山市三番町5丁目13-1

【ホームページアドレス】  
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>  
【Eメールアドレス】  
[e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp](mailto:e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp)



表紙によせて

ひまわり祭り  
(松前町)



松前町のひよこたん池公園で開かれる「ひまわり祭り」は、平成12年から続く夏の恒例行事です。「ひまわりは町の花、ひよこたん池は憩いの場」をテーマに、地元となる中川原地区が開催しています。

祭りでは、ひまわりの写生大会や特設の舞台での演芸をはじめ、ビアガーデンも開かれ、多くの人でにぎわいます。

また、枯れた後のひまわりは、種を搾油し食用油として使用。その使用済み油はバイオディーゼル燃料に精製し、公用車などの軽油代替燃料として活用しています。

#### —組合の現況— (平成28年5月末現在)

◎所属所数	41
◎組合員数	14,604人
男	9,470人
女	5,134人
◎平均標準報酬月額(短期)	376,227円
◎被扶養者数 (含任継)	16,431人 内154人
◎任意継続組合員	220人
◎年金受給者数	17,580人

